

## 事後審査型制限付き一般競争入札の導入について

### 1 概要

現在、本市の制限付き一般競争入札は、開札前に入札参加者全員から入札参加申請書及び資格審査資料を提出させ入札参加資格の審査をする事前審査型で実施していましたが、入札参加者の入札事務の軽減、市の入札事務も省力化を図るため、事前審査型に加え事後審査型の制限付き一般競争入札を導入しました。

事後審査型は、開札前に入札参加者全員が提出した入札参加申請書のみによる暫定的な審査を行い、開札後に最低の価格で入札した落札候補者だけに資格審査資料の提出を求め、入札参加資格の審査を行い、資格要件が確認できればその者を落札者とする方式であります。

### 2 施行日

平成20年4月1日から。

なお、平成19年度中、試行的に事後審査型制限付き一般競争入札を数件実施する。

### 3 処理手順

公告

7日以内

入札参加資格申請書の提出（第1号様式の2）

2～4日

暫定的な資格審査結果通知

15日以上

入札、開札及び落札候補者決定通知

2日

落札候補者から資格審査資料の提出

2～4日

落札者決定

5日

契約